

# 帝政前期ローマにおける皇帝名の削除と宗教祭司団記録

福山佑子

## はじめに

古代ローマでは政治と宗教が密接に関連していた。特にアウグストゥス以降には、最高神祇官としての皇帝の存在や皇帝崇拜などにより、その境界はより曖昧になつていつたとされる。<sup>(1)</sup> このような状況の中で、元老院議員たちは宗教祭司団員として皇帝崇拜に携わることで帝政期の皇帝制度を支えていた。しかし同時に、皇帝を「悪帝」として断罪し、彼らに対するダムナティオ・メモリアエを決議することにより、皇帝のメモリア（記録・記憶）への攻撃も行つていた。その結果、断罪された皇帝の彫像の破壊、碑文からの氏名の削除などが行われ、彼らが生前に残した記

録物の多くは失われることとなつた。

このダムナティオ・メモリアエは元老院で決議されたものである。しかし先行研究では、この処分における元老院議員たちの動向はほとんど検討の対象となっていない。その理由としては、断罪された皇帝のメモリアを貶めることで、次に即位した現皇帝を称揚するというこの処分の性質と、皇帝の意向が処分の実施に大きく作用したという理由により、元老院よりも皇帝に対しても関心が向けられてきたことがあげられよう。しかし、ダムナティオ・メモリアエは皇帝が大々的に主導したわけではなく、元老院決議を経るという手順が必ず存在していた。そのため、この処分を考えるにあたっては、元老院議員自身がこの処分にどのように向かつたかという問題を看過してはならないだろう。

そこで本稿がとりあげるのが、元老院議員たちが団員となつていた宗教祭司団の記録である。アウグストゥス祭司団、アントニヌス祭司団、及びアルウアル兄弟団の記録が現存するが、いずれの祭司団も皇帝崇拜と密接にかかわつていて、<sup>(2)</sup>皇帝との繋がりも深いこれらの団体の記録において、断罪された皇帝の氏名の削除はどのように行われたのだろうか。この点を検討することから、元老院議員たちのダムナティオ・メモリアエへの向き合い方を明らかにしてみたい。

### 一 先行研究と問題の所在

元老院が決議したダムナティオ・メモリアエによつて、断罪された皇帝の名前が記された碑文が公の場から姿を消したこと、ネロやドミティアヌスのような皇帝たちの現存する碑文数が、他の皇帝に比べて顯著に少なくなつていることからも確認できる。<sup>(3)</sup>記録を破壊するという処分の性質上、このダムナティオ・メモリアエがどのように行われたかを知ることは困難である。しかしこれまで、彫像や碑文における破壊や削除の痕跡を用いながら処分の実態を明らかにする試みがなされており、碑文からの氏名の削除についても様々な研究が行われてきた。

断罪された皇帝の氏名の削除を包括的に取り上げたカヤヴァは、碑文からの氏名の削除の実態を次のようにまとめている。<sup>(4)</sup>まず、氏名の削除は組織的に行われたわけではなく、ダムナティオ・メモリアエが決議された際も氏名の削除は公式に強制されたわけではなかつた。氏名の削除はまず人目につく場所のものが対象とされ、首都ローマ、イタリア半島の主要都市、属州首都において削除の実施率が高い。また、徹底的に氏名を削除することよりも、皇帝の断罪を象徴的に示すことを主眼としており、組織的な削除は行われなかつたというものである。この意見は私的な場における記録の残存を根拠とするフィツティングホフの見解を端緒としているが、以降の研究者もこの見方に従つている<sup>(5)</sup>。また、ボーデルは元老院決議が属州などに明文化されて伝達されたかは定かでないとしているほか、フラワーも氏名の削除がローマ世界で慣習的に広く行われていた行為であった可能性を示唆している。<sup>(6)</sup>

このように公的に強制された処分ではなかつたとされる一方で、碑文史料の分析からは時代ごとの特徴や変化が指摘されている。首都ローマにおける不口の碑文の処遇を検討したエックは、現存する事例は少ないものの彼の碑文は彫像などと共に公の場から全て撤去されたとしており、ローマ以外においても公的な性質を持つ碑文の大半で彼の

氏名は削除されたとしている。<sup>(7)</sup> ドミティアヌスの碑文を研究したマルタンは、現存する一五五点の碑文における氏名の削除を分析し、統治初期には半分以上の碑文で氏名が残されているのに対し、統治の末期では半数以上が削除されていることから、元老院の決定に従つてダムナティオ・メモリアエを行つた人々は、特に作られた時期が新しい碑文を処分の対象にしていたのではないかと述べている。<sup>(8)</sup> ゲタの氏名の削除を検討したマステイーノは、彼の氏名がほぼ全ての碑文から削除されていることを示した上で、時にはセウエルスの同名の弟も彼と混同して削除されるほど処分が徹底されていたほか、削除の痕跡を別の文言で上書きした例が多いことがゲタの氏名削除の特徴であることを示している。<sup>(9)</sup> ゲタの事例の大半において削除箇所への上書きが行われていることからは、この時期には断罪された皇帝の氏名を他の文言で上書きする行為がほとんど常態化していたとする見方も生まれている。<sup>(10)</sup> また、パピルス文書においてすら氏名の削除が行われるほど処分が徹底していたことも知られている。<sup>(11)</sup> 属州や時代ごとの碑文からの皇帝氏名削除を取り上げたブノワも、神格化と時を同じくしてダムナティオ・メモリアエも従来より組織的に行われるようになり、三世紀には氏名の削除が慣習化したとしており、フランekerも同様の見解である。<sup>(12)</sup> このように、近年ではゲタを中心

心としたセウエルス期に、ダムナティオ・メモリアエと断罪された皇帝名の氏名の削除は大規模かつ従来よりも組織的に行われるようになったという見方が有力である。

しかし、そもそも先行研究で変化が生じたとされている三世紀初頭は「碑文習慣」が興隆した時期であり、従来よりも多くの碑文が作られるようになつただけでなく、記録物に対する認識も変化した時代であるとされている。<sup>(13)</sup> それゆえ、氏名の削除が以前よりも徹底して行われた背景には、このようなローマ社会の変化が存在した可能性もあるだろう。したがつて、この時期にダムナティオ・メモリアエになんらかの変化が生じたかどうかを考えるならば、まずはこの処分を決議した元老院議員たちが関与した記録を分析し、この決議自体になんらかの変化が存在したかを確認する必要がある。そこで次節以降では、アウグストウス祭司団、アントニヌス祭司団、アルウアル兄弟団記録を具体的に分析しながら考察を進めていきたい。

## 二 アウグストウス祭司団記録における 皇帝名の削除

アウグストウス祭司団は、後一四年のアウグストウスの死後に創設された。<sup>(14)</sup> 創設時の団員は指導的地位にある市民

の中から籤で選ばれたとされる。<sup>(15)</sup> 祭司団員の任期は終身で、団員数は当初二一名であったが、この定数に追加され加入した団員もいるため時期によつて変動がある。新規団員は元老院決議によつて加入していたが、皇帝の書簡によつて選ばれていたため、実質的には皇帝の意向に沿つており、皇帝自身も即位すると祭司団に加入していた。また、毎年団員の中から幹事が選出され、儀式の実施において主導的な役割を果たしていた。<sup>(16)</sup> この祭司団の主な役割は神格化された皇帝の崇拜であり、宗教的な側面から皇帝や帝位継承を支えていたとされる。<sup>(17)</sup> 彼らは皇帝崇拜に關係する様々な儀式のほか、皇帝以外の帝室の人物に対する葬祭儀礼や健康祈願なども行なつていて。例えば、ゲルマニクスの命日に犠牲式を行つたことや、カリグラによるアウグストゥス神殿奉獻の際に皇帝がアウグストゥス祭司団と同じ席に座つていたという記述も残されており、帝室祭祀全般に携わつていたとみられる。<sup>(18)</sup> ローマ郊外のボウイッラエには彼らの宗教施設があり、一世紀末から二世紀にかけて多くの神殿や宗教建築物が建設され、競技場や劇場の遺構も見つかっている。<sup>(19)</sup>

この祭司団では、団員加入記録と幹事団員記録が現存している。<sup>(20)</sup> 団員加入記録は一五九六年にローマのサン・ピエトロ大聖堂で存在が確認された記録しか残つておらず、当

初の所在は不明である。<sup>(21)</sup> 一方、幹事団員記録は現存する五点のうち三点が祭司団の施設があつたローマ近郊のボウイッラエで出土しており、この場所に設置されていた可能性が高い。<sup>(22)</sup> 団員加入記録は番号ごとに分けられており、二七番と二八番の団員についての記録が残されている。記録には、加入した団員の名前、執政官暦と建国暦が記されている。二七番の記録は、五一年に元老院によつてネロが団員になることが決議され、団員定数が一人追加されたという記録から始まり、二三〇年にクィントウス・ペトロニウスが加入したという記録で終わつている。二八番の記録は、七一年に元老院によつてティトウスが団員になることが決議され、団員定数が一人追加されたという記録から始まる。しかし、彼の団員枠には後任がおらず、八一一年六六年の記録はない。その後、一九七年に元老院による定数追加という形で皇帝即位前のカラカラが就任する。彼以降は後任が選出され、二一九年にクィントウス・アラディウス・ルフィヌスの加入で記録は終わつている。幹事団員記録には、執政官暦と幹事の名前、祭司団の創設何年目かが記されており、現存するのは、一七一一八年、一六六年、六八一六九年、一三六一一三八年、二二三二二五年の断片のみである。

この団員加入記録では、断罪された皇帝の内、ネロ、ド

ミティアヌス、マクリヌスの名が消されている。ネロとマクリヌスは祭司団員として加入したという記録が、ドミニアヌスは執政官暦における名前が消されている。<sup>(23)</sup>また、皇帝以外の人物ではあるが、幹事団員記録では六五年の執政官であつたマルクス・ユリウス・ウェスティヌス・アッティクスの名前が執政官暦から削除されている。彼はネロの妻となつたメツサリナの最初の夫で、ネロは彼女と結婚するために彼を殺害したとされる。<sup>(24)</sup>これらの氏名の削除からは、記録に残すべきでないと考えられた人物の記録は基本的には削除するという方針が浮かび上がつてくる。

その一方で、セウエルス・アレクサンデルは執政官暦における氏名が無傷で残されている。彼の死後に団員であった可能性がある人物は三名判明しており、クイントウス・アラディウス・ルフィヌス・オブタトウス・アエリアヌスは補充執政官とシリア属州総督を務めているが、マルクス・カエセリウス・ラエリアヌスは二七才で天逝しているため目立つた職歴はなく、父親もペルフェクティッシュムス級の人物であるため、経歴が判明している祭司団員の中では見劣りがする。<sup>(25)</sup>二三〇年から祭司団員を務めたクィントゥス・ペトロニウス・メリオルの詳細な職歴も判明しているが、軍関連の経歴が多く補充執政官を最高の経歴とする人物である。<sup>(26)</sup>断片的な情報しかないが、目立つた経歴の

ない元老院議員がキヤリア初期に団員に着任していることからは、この時期に祭司団の重要性が低下していたことをうかがわせる。現在のこのような史料状況では、祭司団全体の重要性の低下が作用した可能性しか指摘できず、アレクサンデルの記録が残された明確な理由は不明である。しかし、六五年の執政官の記録が削除されているにもかかわらず、彼の記録が残されていること。特に、氏名の削除が徹底されるようになったと言われる三世紀初めに彼の名前が残されたということは注目に値しよう。

### 三 アントニヌス祭司団記録における

#### 皇帝名の削除

アントニヌス祭司団は、一六一年のアントニヌス・ピウスの死後に新たな皇帝崇拜祭司団として設立された。<sup>(27)</sup>彼らの主な職務は神格化された皇帝に捧げる儀礼であり、セウエルス朝とアントニヌス朝の神格化された皇帝たちに対する崇拜に携つていた。団員の任期は終身で、人数や活動内容はアウグストゥス祭司団と同様であったと考えられており。<sup>(28)</sup>彼らはフォルムのアントニヌスとファウスティナ神殿を本拠地としており、ここに祭司団関連の記録も保管されていた。<sup>(29)</sup>創設時の団員は皇帝と親しい人物や有力者で占

められており、団員であることが判明している皇帝関係者以外の一三名の内、七名は正規執政官経験者で、二度執政官職を務めた人物も四名おり、六名は補充執政官経験者であるが、アシア、アフリカ、シリアといった重要属州の総督を務めている。首都長官就任者も三名いるなど、祭司団創設時には元老院議員の中でも卓抜した存在の者ばかりで構成されていた。<sup>31)</sup>

この祭司団についても、祭司団員加入記録が二点残されている。一点目の碑文はコンモドウスの名が記されたと考えられている断片で、一二〇一年に公刊された。<sup>32)</sup>これはフォルム脇にあるアンティクアリウム・フォレンセに所蔵されており、出土地と時期は不明であるが、現在の所蔵場所から、おそらくアントニヌスとファウステイナ神殿かフォルム内で発見されたと考えられている。この小さな碑文の断片には、コンモドウスの名前が刻まれているが、現存するアントニヌス名は一度削除され、後に前後の行とは違う彫り手によつて刻み直されている。これは、セウエルスによるコンモドウスの名誉回復を反映して行われた作業の結果であろう。二点目の碑文は一八二四年にカピトリウム丘で発見されたもので、二一三年から二一六年にかけて五人の団員が加入したことが記されており、個々の字体が異なっていることから、それぞれ個別の時期に刻まれたこ

とがわかつていて<sup>34)</sup>いる。ここに記載されている団員は前任者の死去にともなう新規団員加入という形式ではないため、全ての団員の加入が一枚の石板にまとめて記入されていたとみられる。加入記録では、最初にガラティア属州総督を務めたルキウス・エグナティウス・ウイクトル・ロツリアヌスの名が挙げられる。彼に続く四人は皇帝やその関係者であり、エラガバルス、セウエルス・アレクサンデル、マクシミヌス・トラクス、彼の息子のマクシムスが加入したことが記されている。いずれも執政官暦、建国暦、加入日、加入場所としてアントニヌス・ピウスとファウステイナ神殿が挙げられ、最後に元老院決議によつて当該団員が加入したと記されている。

この記録のエラガバルスの団員加入について述べられた箇所では、彼のマルクス・アウレリウス・アントニヌスという名前の内、アントニヌスの箇所のみが削り取られており、これは彼がアントニヌス家の一員とされた事を否定する意図が反映された結果であると考えられる。続くセウエルス・アレクサンデルの加入についての箇所では、少なくともアレクサンデルの箇所が削除されていることが確認できる。マクシミヌス・トラクスの加入についての箇所では、彼の名前は全て削り取られている。最後のマクシムスの加入についての箇所では、まず執政官暦のマクシミヌス

の名前は完全に削除されており、マクシムスの名前も全て削り取られている。このように、断罪された皇帝の名前は全て削除されており、名誉回復によつて再刻されたコンモドウスを含め、全てが元老院決議に則つた形で記録されている。また、当初は氏名の一部のみが消されていたのに對し、時代が下るに連れて断罪された皇帝名は氏名全体が消されるようになつていくといふことも確認できる。

現存する団員加入記録はコンモドウス以降のものであ

り、この時期に団員であつた帝室関連以外の人物は七名が判明している。一九五年頃まで団員を務めたルキウス・アルビニウス・サトルニヌスと一九七年頃まで団員を務めたティトウス・フラウィウス・スルピキアヌスは、いずれも補充執政官やアシア属州総督を務めるなど、高職を歴任した人物であり、後者はアルヴァル兄弟団員でもある。<sup>(35)</sup> 三世紀前半に団員であつたマルクス・ガウイウス・ガリカヌスも補充執政官を務め、神祇官など他の祭司職にも就いていいる。<sup>(36)</sup> 二二一—二三五年頃まで団員であつたガイウス・カエレリウス・フフィディウス・アンニウス・ラウス・ポリティアヌスはマケドニア属州総督を務め、二二三—二二一八年まで団員であつたルキウス・エグナティウス・ウイクトル・ロリアヌスも上パンノニア属州総督などを歴任している。<sup>(37)</sup> 二二四—二四一年頃まで団員であつたルティリウス・

プデンス・クリスピヌスも近ヒスパニア属州総督を務めており、二三五—二五八年頃まで団員であつた氏名不詳の人物もトラキア属州総督を務めている。<sup>(38)</sup> 一部の団員の史料しか現存していないという問題はあるが、正規執政官就任者の多い成立当初の団員に比べれば見劣りするものの、アントニヌス祭司団では三世紀以降においても重要属州で総督を務めた人物が多く、他の祭司団よりも有力な人物が団員に就任していたことがわかる。

このアントニヌス祭司団記録では、ダムナティオ・メモリアエの決議は順守されている。一方、前節のアウグストゥス祭司団記録では断罪された皇帝の記録が現存している。設置場所以外は似た性質の記録であるにもかかわらず、ダムナティオ・メモリアエへの対応の違いがあることからは、元老院決議によつて公の場では氏名の削除が徹底されるよう求められていたにもかかわらず、元老院議員自身が直接関与していた記録においても、状況によつては断罪された皇帝の記録が意図的に残されていたということが言えるだろう。では、アウグストゥス祭司団と同様にローマ市郊外の祭司団施設に記録が掲示されていたアルヴァル兄弟団では、断罪された皇帝の名前はどのように扱われているのだろうか。

#### 四 アルヴァル兄弟団記録における皇帝名の削除

アルヴァル兄弟団の起源はロムルスの時代にさかのぼるとされるが、前一九年にオクタウイアヌスによつて古い祭司団を復興するという形で創設された。<sup>(39)</sup> 団員の任期は終身で、一二人の団員と在職中の皇帝によつて構成されており、ローマ近郊の聖域デア・ディアの杜には団員とその従僕のみが入ることを許されていた。兄弟団はここで、デア・ディア年祭、贖罪供犠、帝室のための誓願や供犠などを行つており、聖域の周囲には浴場、競技場の遺構も残されている。<sup>(40)</sup> アルヴァル兄弟団については他に類を見ない量の活動記録が現存しており、これは聖域内のデア・ディア神殿にある大理石板に刻まれていた。毎年の活動記録の刻字は年に一度二週間から四週間かけて開催される儀式の中で行われ、文字を刻むための金属の工具を聖域内へ持ち込むことが禁止されていたため、金属持込のための贖罪供犠も毎回実施されていた。<sup>(41)</sup>

この兄弟団記録では、後一四年、五七年、六九年、一八三年、二三一年の記録において、氏名が削除されていることが確認できる。後一四年の記録で氏名が削除された人物が誰かについては諸説あるが、この記録は一六世紀初

めの写本にしか残されていないため、人物同定は困難である。<sup>(42)</sup> 五七年と六九年の氏名の削除については、断罪された皇帝であるウイテリウスの名前が一四箇所で削除されており、皇帝就任以前の兄弟団員としての活動記録も、皇帝としての記録も消されている。一方、六九年に即位し、後に断罪されたガルバとオトは削除されていない。このウイテリウスの氏名の削除については、オトとその兄弟、ウイテリウスとその兄弟がネロの統治期からアルヴァル兄弟団に席を持つていたこと、ウイテリウスが同僚であつたオトを破滅に追いやつたということから、六九年の混乱した政治状況とアルヴァル兄弟団内部の混乱を反映したものであるとみられている。<sup>(43)</sup> 一八三年のコンモドゥスの事例では、皇帝在位時の記録において彼の名前は消されており、アントニヌス祭司団記録のような再刻もされていない。<sup>(44)</sup> しかし、皇帝の称号を受け取る前の一七〇年と一七六年の記録については、名前が消されずに残っていることが確認できる。<sup>(45)</sup> 彼の治世下の団員で目を引くのは、創設当初からの団員であるガイウス・アツリウス・アントニヌスが一九〇年に、一七五年頃から団員を務めたエグナティウス・カピトが一八三年に、いずれもコンモドゥスによつて殺されていることである。<sup>(46)</sup> 前者は一八六年に幹事を務め、後者はマルクス・アウレリウス期に自宅を宴会の場所に提供しており、

兄弟団の活動に密接に関与していたとみられる。そのため、一八三年の記録からのコンモドウス名の削除は、おそらく彼らの殺害に対する兄弟団の意向も反映されているだろう。二三一年のセウエルス・アレクサンデルの事例でもアレクサンデルの箇所が削除されているが、その理由を知る手がかりは残されていない。<sup>(48)</sup> 彼の治世下と死の直後に団員であった人物は二一名が判明しているが、アレクサンデルの顧問団の一員であつたグナエウス・カティリウス・セウエルスのほか、首都長官を務めた人物がキヤリア初期に団員となつていていることから、祭司団の重要性が維持された可能性もある。<sup>(49)</sup> これは、ゴルディアヌスが即位の翌年に兄弟団の幹事を務めるという皇帝としては異例の行動をしていることにも繋がるであろうが、この点からはアレクサンデルの氏名削除の理由を探ることはできない。<sup>(50)</sup>

これらの氏名が削除された皇帝たちに対し、ネロ、ドミティアヌス、エラガバルスについての記述はいずれも無傷のままで残されている。<sup>(51)</sup> これは、聖域外に設置されたネロの彫像がアウグストゥスへと改変されたことと対照的である。<sup>(52)</sup> すなわち、公に示すモニュメントにおいては断罪行為が行われていたのに對し、団員のみが目にする記録では、特に兄弟団内部の混乱がない限り、基本的には断罪された皇帝の名前も残す方針であつたと推察される。先行研究で

は、アルヴァル兄弟団記録において断罪された皇帝名の削除が行われなかつた事例が多いことの理由として、兄弟団記録が聖域内に設置されていた記録であることに加え、聖域への金属の持ち込みと関係者以外の立ち入りが禁止されていたといふ点があげられている。<sup>(53)</sup> しかし、金属の持ち込みについては文字を刻む際に同時に作業をすることは可能であり、氏名の削除がなされた皇帝名があることからも根拠が弱いと言える。むしろ、ウイテリウスとコンモドウスの時期に兄弟団内部での混乱が確認できることから、金属の持ち込み禁止や聖域内部への設置という環境的要因によつて残されたのではなく、兄弟団内部の判断を反映して皇帝名の削除の有無が決定された可能性のほうが高いのではないかだろうか。

アルヴァル兄弟団記録がどの程度「実用」的なものとして参照されていたかを検討したビアードは、アウグストゥスの時期には活動記録を刻んで参照することで兄弟団内の儀式を確立する意図があり、それ以降についても細かな変化が記載されていることから、ある程度参考されることが意図されていたとしている。その一方で、別の媒体にも記録が残されていたことを想定した上で、この記録は参照されるためというよりも、碑文に文字を刻むという行為 자체が象徴的行為であつたという見解も示している。しかし、

象徴的なものであつたとしても、そこに書かれた記録は兄弟団にとつての歴史であつた。それにもかかわらず、削除されるはずの断罪された皇帝の記録は残されたのである。

### おわりに

元老院議員はダムナティオ・メモリアエを決議していた。しかし、彼ら自身が団員となつていて宗教祭司団の記録には断罪された皇帝の氏名が残されている例が複数存在し、氏名の削除が徹底されていなかつたことを伝えていく。それだけではなく、本稿で検討してきたアウグストウス祭司団記録、アントニヌス祭司団記録、アルヴァル兄弟団記録のいずれにおいても、断罪された皇帝への対応が完全に一致する記録は存在しない。(表1) このことからは、決議を行つた元老院議員たちですら、処分を実行するかどうかを個別の状況ごとに判断していたことがうかがえる。このダムナティオ・メモリアエがどのように伝達され、実施されたかについての見解は、先行研究において一致していない。第一節で述べたように、多くの研究者はダムナティオ・メモリアエは公的に強制されたわけではなく、個々の判断に委ねられた慣習的な行為であつたとしているが、クホフのように中央政府が命令を発し、属州や都市当

表1 宗教祭司団記録における断罪された皇帝名の削除

皇帝名	アウグストゥス祭司団	アントニヌス祭司団	アルヴァル兄弟団
ネロ	削除		現存
ガルバ			現存
オト			現存
ウイテリウス			削除
ドミティアヌス	削除		現存
コンモドゥス		削除／再刻	削除
マクリヌス	削除		
エラガバルス		削除	現存
セウェルス・アレクサンデル	現存	削除	削除
マクシミヌス・トラクス		削除	

局が断罪された皇帝たちの名前の削除を行う組織的なものであったとする見方もある。<sup>(55)</sup>しかし、決議を発した元老院議員自身がダムナティオ・メモリアエに對して一致した対応をしていないということは、この処分が公的に強制されたものではなかったという見方を裏付けている。

その一方で、先行研究で示されてきたダムナティオ・メモリアエの変化は宗教祭司団記録において確認することはできない。これまでの碑文史料の分析を中心とした研究では、セウェルス期を中心と

した二世紀初頭に、ダムナティオ・メモリアエによる氏名

の削除が大規模かつ組織的に行われるようになつたといふ見方がなされてゐる。しかし、本稿で取り上げた記録からは大きな変化は確認できず、むしろエラガバルスやセウェルス・アレクサンデルの氏名が無傷で残されてゐる事が確認できる。更にアルヴァル兄弟団記録においては、二世紀よりも一世紀のウイテリウスの事例において徹底的な氏名の削除が行われている。これらの点からいは、従来言われたよつた二世紀の変化は元老院議員自身が関与した記録において確認できないことが明らかである。これは、元老院議員たちが決議したダムナティオ・メモリアエ自体に変化が生じたわけではなく、処分が伝達された先で碑文からの氏名の削除を従来よりも徹底的に行うような要素が生じたことをうかがわせる。すなわち、この処分自体が変化したことよりも、これを受け止める社会において記録物に対するなんらかの意識の変化が存在し、その結果が碑文における氏名削除に現れたのである。また、祭司団記録と帝國各地に設置された碑文における断罪された皇帝名の削除の徹底度合の差異からいは、元老院議員と碑文習慣が興隆していったローマ社会の間には、「記録」に対する温度差が存在したと言へる所唆であるのではなかつたか。

## 註

- (1) J. Scheid, *An Introduction to Roman Religion*, Bloomington, 2003, 129-146; Z. Várhelyi, *The Religion of Senators in the Roman Empire: Power and the Beyond*, Cambridge, 2010, 1-2.

- (2) 島田誠「皇帝名の解放奴隸」『東波講座世界歴史第五卷—帝国の支配』東波書店、一九九八年、一四五五—一五七四；Scheid, *op. cit.*, 132-138.

- (3) S. Mrozek, "À propos de la répartition chronologique des inscriptions latines dans le Haut-Empire", *Epigraphica* 35 (1973), 113-118; *Idem*, "À propos de la répartition chronologique des inscriptions latines dans le Haut-Empire", *Epigraphica* 50 (1988), 61-64. この研究によれば、皇帝の一年毎の平均碑文数を示した表は、昭和「政治半島としてのダムナティオ・メモリアエ—懸念するトマヌスの形成—」『西洋史論叢』第三〇号（1990年）一九〇頁に掲載してある。

- (4) M. Kajava, "Some Remarks on the Erasure of Inscriptions in the Roman World (with Special Reference to the Case of Cn. Piso, cos. 7 B.C.)", in H. Solin, O. Salomies, and U.-M. Liertz (eds.), *Acta Colloquii Epigraphici Latini*, Helsinki, 1995, 208-209.

- (10) F. Vittinghoff, *Der Staatsfeind in der römischen Kaiserzeit. Untersuchungen zur „damnatio memoriae“*, Berlin, 1936, 32-33; J. P. Bodel, "Punishing Piso," *American Journal of Philology* 120-1 (1999), 52; S. Benoist, "Titulatures impériales et damnatio memoriae: l'enseignement des inscriptions martelées," *Cahiers du Centre Gustave Glotz* 15 (2004), 175-6.
- (11) Bodel, "Punishing Piso," 52; H. I. Flower, "Rethinking 'Damnatio Memoriae': The Case of Cn. Calpurnius Piso Pater in AD 20," *Classical Antiquity* 17-2 (1998), 163.
- (12) 諸々の記録物に記載された碑文、マーカス・クラウディウス・セネカの決議では大半が削除された後、解放奴隸の隸属記号の記載及びマーカス・セネカの記載が削除された後、W. Eck, "Die Vernichtung der memoria Neros: Inschriften der neronischen Zeit aus Rom," in J.-M. Croisille and Y. Perrin (eds) *Neromia VI: Rome à l'époque néronienne. institutions et vie politique, économie et société, vie intellectuelle, artistique et spirituelle: actes du VIIe Colloque international de la SIEN (Rome, 19-23 mai 1999)*, Bruxelles, 2002, 287-291.
- (13) A. Martin, *La titulature épigraphique de Domitien*, Frankfurt am Main, 1987, 200-202.
- (14) A. Mastino, "L'Erasione del nome di Geta dalle iscrizioni nel quadro della propaganda politica alla corte di Caracalla," *Annali della Facoltà di Lettere e filosofia dell'Università di Cagliari N.S.* 2, 1981, 63-81. 既述のヤトムスの記載の削除はCIL III 5802; VIII 2557; XIV 324に確認される。また、上記の記載が文書の反対面に、セナタの記載の削除と修正が11回以上行われた事例がある。
- (15) W. Kuhoff, "Il riflesso dell'autorappresentazione degli imperatori romani nelle province dell'Africa (I-III sec. d.C.)," *L'Africa romana VII*, 1990, 957-960.
- (16) ペルルベジヌスのタクタクタの記載を削除了マルトハスが現存する十九箇所のうち、十七箇所の記載が削除が行われておらず、最も頻度の高いタクタクタは五箇所、最も低いタクタクタは二箇所である。P. Mertens, "La «damnatio memoriae» de Geta dans les papyrus," *Hommages à Léon Hermann, Collection Latomus* 44, 1960, 541-552.
- (17) Benoist, *op. cit.*, 175-189; H. I. Flower, "Memory Sanctions and the Disgrace of Emperors in Official Documents and Laws," in R. Haensch (ed.), *Selbstdarstellung und Kommunikation: Die Veröffentlichung staatlicher*

- Selected Papers, Stuttgart, 2007, 179-183. ハンスペルト  
Internationales Kolloquium an der Kommission für Alte  
Geschichte und Epigraphik in München (1. bis 3. Juli  
2006). *Vestigia* 61, München, 2009, 409-421.

(13) R. MacMullen, "The Epigraphic Habit in the Roman Empire," *American Journal of Philology* 103-3 (1982), 233-246.

(14) ハヤシカバ・タルヤカバH<sup>アラハ</sup>が創設」、トウケイムカバが復活せやたりハヤシカバ祭司團を手本ヒントレーベルヌれ。トウカバトロガハルベレーベルヌ。 Tac., Ann. 1. 54; *Res Gestae* 7; Varro, *Ling.* 5. 85. ハウゲスムカスの宗教復興や祭司團の創設について小堀謙子「『ハウゲスムカスの宗教復興』に關する－考察－古代ローマ帝政初期（ハウゲスムカス時代）の宗教事情」(1974)『東京大学宗教学年報』第111号（一九九五年）、七三三—八六頁、同「『ハウゲスムカスの宗教復興』の再検証」『宗教研究』第111回（一九九七年）、五十一七回。

(15) Tac., Ann. 1. 54. クルカルハイウスの神格化以降は名称が追加され、Sodales Augustales Claudioles となふ。名称からアウグスターレスと混同されぬよう努められたが、この祭司團はアウグスターレスと関係なふ。J. Linderski, "Augustales and Sodales Augustales," *Roman Questions II*.

(16) J. Rüpke, *Fasti Sacerdotum: a Prosopography of Pagan, Jewish, and Christian Religious Officials in the City of Rome, 300 BC to AD 499*, Oxford, 2008, 9-10 (ミーFS リュプケ); I. Gradel, *Emperor Worship and Roman Religion*, Oxford, 2002, 181-182 せ、カバー口ナサベリコのトニー・K リュードルクハド・ハイウスの近辺に描かれてる、冠をかばムーガを身に纏はペトリキの靴を履いた三人の人物が、ハウゲスムカス祭司團員ではなかると推測してゐる。 S. Estienne, "Sodales Titii, sodales Augustales (Claudiales), Flaviales (Titiales), Hadrianales, Antoniniani," *Thesaurus cultus et rituum antiquorum V*, Los Angeles, 2006, 94.

(17) Estienne, *op. cit.*, 93-94.

(18) Tac., Ann. 2. 83. 1; *Tabula Hebana*, 51-52 ハルマリクスの死に際し、廟場のハウゲスムカス祭司團專用席にゲルマリクスのための棺・椅子を設置する事が決議された。 *Tabula Hebana* 54-62 ゲルマリクスの命日には、毎年ハウゲスムカス祭司團の指示による犠牲式が行われた; *Senatus Consultum de Cn. Pisone Patre* 82-84 ハウゲス

帝政前期ローマの皇帝名の廟堂上祭司團記録  
ナナ

トウス祭司団にみるトゲルマニクスの彫像がカンペ・マルティウスに建てられてゐる; Cass. Dio, 59. 7. 4 ハグストウス神廟団圓だちがカリグラム一緒に競技を観覧してゐる; Suet., *Dom.* 4 ハグス祭司団圓だちが“ムーラ”トマヌスル共に競技を観覧してゐる。

(19) G. M. De Rossi, *Bovillae (Forma Italiae. Regio I. XV)*, Firenze, 1979, 298-323.

(20) 国圓加入記念 (*CIL* VI 1984=ILS 5025)’ 羅事国圓記念 (*Inscr. It.* XIII 29=CIL XIV 2388-2392)° *CIL* VI 1992=XIV 2396 ～ *CIL* VI 2000=XIV 2398 ～トマグヌムハ  
ベヌ同國圓記念ナレ快足アモロ。G. Di Vita-Évrard, “Les fastes des sodales Augustales,” in M. Mayer and J. Gómez Pallarès (eds.), *Religio deorum. Actas del coloquio internacional de epigrafía, culto y sociedad en Occidente, Tarragona*, 1983, 471-484.

(21) *CIL* VI 1984=ILS 5025

(22) *Inscr. It.* XIII, 311.

(23) ネロの場合にはネロ・クラウディウスの部分が消されてしまふ。一方、マクシムスの場合にはセカルスの部分だけが残るが、その前後の部分が消されてしまふ。ソシルスルムリスの出次の前後は別の時期に行われた可能性が極ま。

(25) Q. Aradius Rufinus Optatus Aelianus (*PIR<sup>2</sup>* A 1016=FS 706); M. Caesellius M. f. Laelianus (FS 1018; *CIL* VI 41218=AE 1967, 56), B. Borg, *Crisis and Ambition: Tombs and Burial Customs in Third-Century CE Rome*, Oxford, 2013, 33.

(26) Q. Petronius Melior (*PIR<sup>2</sup>* P 290=FS 2661; *CIL* XI 3367=ILS 1180), D. Roger and C. Giroire, *Roman Art from the Louvre*, Easthampton, 2009, 109-110.

(27) HA. Ant. Pius 13, Pert. 15.

(28) 瑞符が神格化される度に祭司団員は其の神格化され、最終には Sodaes Marciarus Antoninianus Commodianus Helvianus Severianus Antoninianus ～ハシベキナリ。

(29) S. Panciera, “Un nuovo frammento dei Fasti di cooptazione dei Sodaes Antoniniani,” in S. Cagnazzi, M. Chelotti and A. Favuzzi (eds.) *Scritti di Storia per Mario Pani*, Bari, 374.

(30) M. Beard, “Documenting Roman Religion,” in *La mémoire perdue. Recherches sur l'administration romaine*, Roma, 1998, 86.

(31) 祭司団圓記念の國圓は、M. Pontius M. f. Laelianus Larcius Sabinus; L. Venuleius Apronianus Octavius Priscus; L. Octavius Cornelius P. Salvius P. f. Julianus (24) Suet., *Nero* 35.

- Aemilianus; Q. Pompeius Q. f. Sosius Priscus; L. Dasumius P. f. Tullius Tuscus; T. Pomponius Proculus Vitrasius Pollio; C. Bruttius C. f. Praesens; N. Nonius M. f. Macrinus; C. Aufidius C. f. Victorinus; M. Vettulenus Sex. f. Civica Barbarus; Anonymus; \*\*\* Fidus A\*\*\* Gallus Paccianus; M. Didius M. f. Severus Iulianus<sup>フランク</sup> H-G. Pflaum, "Les Sodales Antoniniani de l'Époque de Marc-Aurèle," *Mémoires présentés par divers savants à l'Académie des inscriptions et belles-lettres de l'institut France* 15-2, Paris, 1967, 141-235; Idem, "Les Sodales Antoniniani," *Comptes-rendus des séances de l'Academie des Inscriptions et Belles-Lettres* 105-2 (1961), 120; *FS* 283.
- (32) Panciera, *op. cit.*, 373-383.
- (33) Panciera, *op. cit.*, 378.
- (34) *CIL* VI 2001.
- (35) L. Albinius A. f. Saturninus (*PIR*<sup>2</sup> A 477=FS 554); T. Flavius T. f. Sulpicianus (*PIR*<sup>2</sup> F 373=FS 1713).
- (36) M. Gavius Gallicanus (*FS* 1819).
- (37) C. Caerellius Fuffidius Annus Ravus C. f. Pollitianus (*PIR*<sup>2</sup> C 157/9=FS 1010); L. Egnatius Victor Lollianus (*PIR*<sup>2</sup> E 35=FS 1516).
- (38) Rutilius Pudens Crispinus (*PIR*<sup>2</sup> R 257=FS 2943);

Anonymus (*FS* 72; *AE* 1907 48); H-G. Pflaum, "Un nouveau sodalis Aurelianus Antoninianus à la lumière d'une inscription de Philippopolis Thraciae," in R. Chevallier (ed.), *Mélanges d'archéologie et d'histoire offerts à André Piganiol*, Paris, 1966, 275-282.

(39) *Res Gestae* 7. ムニナムニル根因祖端ノヘシテナ日本根  
「ムニナムニル根因祖端ノヘシテナ日本根」  
古羅伊久野・日本國祖端『歴史ノ学ナレハ根ノ國様一ロ  
ムニナムニル根因祖端ノヘシテナ日本根』根源社、丸丸〇母  
カハリ〇ムニナムニル根因祖端ノヘシテナ日本根

(40) □ - ムニナムニル根因祖端ノヘシテナ日本根  
Scheid, *Romulus et ses frères: Le collège des frères arvalis, modèle du culte public dans la Rome des empereurs*, Rome, 1990, 73-76; 95-182, E. Venditti, *Le memoria degli Arvali alla Magliana: sintesi storico archeologica sul collegio sacerdotale dei Fratres Arvalis e sui luoghi del loro culto pubblico alla dea Dia ai tempi di Roma imperiale*, Roma, 2005.

(41) *本編ドモ J. Scheid, Commentarii Fratrum Arvalium qui supersunt: les Copies épigraphiques des Protocoles annuels de la Confrérie Arvale* (21 av.-304 ap. J.-C.), Roma, 1998 シリーズトセラボ照ヒムス<sup>フランク</sup> (ミハル CFA ル盤

す。）シャイードは記録刻印の時期と場所をまとめているが、記録を刻印する場所が僅かになってしまった三世紀には、壁面だけでなく机にまで記録を刻んでおり、活動記録を残すことに対する熱意が感じられる。Scheid, *Romulus et ses*

*frères*, 82-88.

（） グナエウス・カルブルニウス・ビソのものであると考えられてきたが、フラワーは紀元後一六年にメモリアに対する

る断罪が決議されたルキウス・スクリボニウス・リボ・ルススではないかとしている。Flower, *Art of Forgetting*,

228.

(43) R. Syme, *Some Arval Brethren*, Oxford, 1980, 3; Flower, *Art of Forgetting*, 225-228; 阪本浩「マルカタル兄弟団の政治的役割」『西洋史研究』第11号（一九九一年），111—114頁。

(44) CFA 94.

(45) CFA 86 (一七〇〇—一七六年) では即位前のコンモドウスの名は消されていない。CFA 88 (一七六年) の即位前のコンモドウスの到着を記念した文章ではコンモドウスの名は残されている。ピガニオルはこの碑文を一七六年のものであり、発見されたのはローマ市内であるものの、テキストの内容などから、確実にデア・ディアの森に掲示されていたアルヴァル兄弟団記録の一部であるとしている。A.

Piganiol, "Note sur un fragment d'inscription arvalique," *Mélanges d'archéologie et d'histoire offerts à Charles Picard à l'occasion de son 65e anniversaire, tom 2*, 1949, 822-824.

(49) C. Arrius Antoninus (*PIR*<sup>2</sup> A 1088=FS 717; *HA*. Com. 7; Pert. 3); Egnatius Capito (*PIR*<sup>2</sup> E 17=FS 1514; *HA*. Com. 4)

4

(47) CFA 90; 95a.

(49) Cn. Catilius Severus; T. Statilius Silianus; T. Flavius

Archelaus; L. Armenianus Peregrinus; Novius Severus Pius;  
M. Flavius Alpinus; P. Aelius Coeranus Junior; L. Alfenius  
Avitianus; L. Caesonius C. f. Lucillus Macer Rufianus; P.  
Aelius Secundus; M. Iunius Hermogenes; M. Saenius  
Donatus; Statilius Severus; C. Porcius C. f. Priscus  
Longinus; L. Fabius Fortunatus Victorinus; C. Annius  
Anullinus Geminus Percennianus; L. Flavius Honoratus  
Lucilianus; L. Lorenius L. f. Crispinus; L. Iasdius  
Aemilianus Honoratianus Postumus; P. Manilius Aemilius  
Pius; Maecius Marullus 一方、因幡銀閣の分析によれば  
ハヤベラが、記憶が遺漏や誤りで漏れ落ちるやうな事  
ハス・アノクサハトハの時期の「アーヴィング」因幡は元老院議

眞としやば中程度の経験であったとしてる。ローマンでは  
スの時期にはイタリア半島や西方属州出身者だけでなく東  
方属州出身者が増加しておらず、セウルス・アレクサンデ  
ルの時期にはその割合が二枚一程度になってしまったが、  
か、これは他の宗教祭団団も同様である。J. Scheid, *Le  
Collège des Frères Arvalés. Étude Prosopographique du  
recrutement (69-304)*, Roma, 1990, 240-250; 261-263.

- (50) CFA 113.
- (51) ハロ (CFA 20; 22; 24; 25a-b; 26a; 27; 28 a-f; 29; 30; 31; 37;  
38) ルトマトス (CFA 43; 45; 46; 48; 49; 52; 54; 55; 57;  
58; 59) ハルカバヌ (CFA 100).
- (52) E. R. Varner, *Mutilation and Transformation: Damnatio  
Memoriae and Roman Imperial Portraiture*, Leiden, 2004,  
61-62.
- (53) Eck, *op.cit.*, 292; Flower, *Art of Forgetting*, 224.
- (54) M. Beard, "Writing and Ritual: a Study of Diversity and  
Expansion in the Arval Acta," *Papers of the British School  
at Rome* 53 (1985), 136-139.
- (55) Kuhoff, *op. cit.*, 955.